

# にかほ市行財政改革大綱

第3次(平成27~31年度)計画



平成27年3月

秋田県にかほ市

# 目 次

<b>I. はじめに</b>	1
<b>II. 市の現状とこれからの見通し</b>	2
<b>III. これまでの行財政改革の取り組み</b>	8
<b>IV. 計画期間及び進行管理等</b>	9
<b>V. 重点的に取り組む項目</b>	10
1. 効率的な行政運営と適正な事務執行	
①定員管理の適正化	11
②組織・機構の見直し	12
③人材育成の推進	12
④給与制度の適正化と人事評価制度の導入	13
⑤行政評価の強化	15
⑥業務改善の推進	15
⑦権限移譲受入れの推進	16
⑧ I C T利活用の推進	17
2. 健全な財政運営の推進と効果的な施設、資産の管理活用	
①市税・料金徴収の強化	18
②未利用財産の処分	19
③長期的歳入確保の取り組み	20
④補助金の適正化	23
⑤ふるさと納税制度の活用	23
⑥公共施設マネジメント	24
⑦民間委託等の推進	25
⑧公営企業の健全経営	27
⑨公営企業経営への移行	28
⑩出資法人経営の指導強化	29
3. 地域協働の推進	
①コミュニティ組織等との協働によるまちづくりの推進	30
②市民参加による市民が主役の市政運営の推進	30
③透明性のある開かれた市政の推進	31

# 1. はじめに

本市は、平成 17 年 10 月、人口約 3 万人の市としてその歩みを始め、合併の効果を最大限発揮するとともに自立した自治体経営を行うため、安定した行財政基盤を確立し、限られた行政資源を効果的かつ有効的に活用しながら、住民サービスの向上に努めてまいりました。

本市の誕生から 9 年間の行財政改革の取り組みは、合併時に策定した「にかほ市行財政改革大綱・にかほ市行財政集中改革プラン」、平成 22 年策定の「にかほ市第 2 次行財政改革大綱」により、職員数の削減や総人件費の抑制、事務事業や補助金の整理合理化、施設等維持管理費の削減に努め、着実に成果を上げてきました。

本市を取り巻く環境は、引き続き経済情勢の低迷による地域経済の冷え込みや少子高齢化の進展、急速な人口減少社会の到来などにより、大きな転換期を迎えています。

こうした中、国は「地方創生」の名のもとに地方の活性化に動き出しました。地方自治体は自らの判断と責任で自らのまちづくりを行っていくことが求められており、本市においても、創意工夫を重ね人口減少社会に対応する具体的な地方創生ビジョンを策定することとなります。

今後は、地方間における競争の激化が想定されますが、独創性のある施策をもって人口減少問題など山積する課題に取り組みながら、「自助・共助・公助」が機能する持続可能なまちづくりを進めてまいります。そのためには、地域を構成する市民と行政がそれぞれの役割と責任のもとで協働・連携していくことが、より一層必要になります。

本市の基本理念である「夢あるまち 豊かなまち 元気なまち」を実現するため、将来にわたって安定した行政サービスが提供できる行財政基盤の構築に、引き続き全力で取り組んでまいります。

平成 27 年 3 月

にかほ市長 横山 忠長

## II. 市の現状とこれからの見通し

### 1. 人口

本市の人口は平成 26 年 10 月で 26,544 人(住民基本台帳人口)となっており、平成 17 年 10 月の合併時の人口 28,972 人(国勢調査)と比較すると、この 9 年間で 2,428 人(8.4%)の減少が見られました。

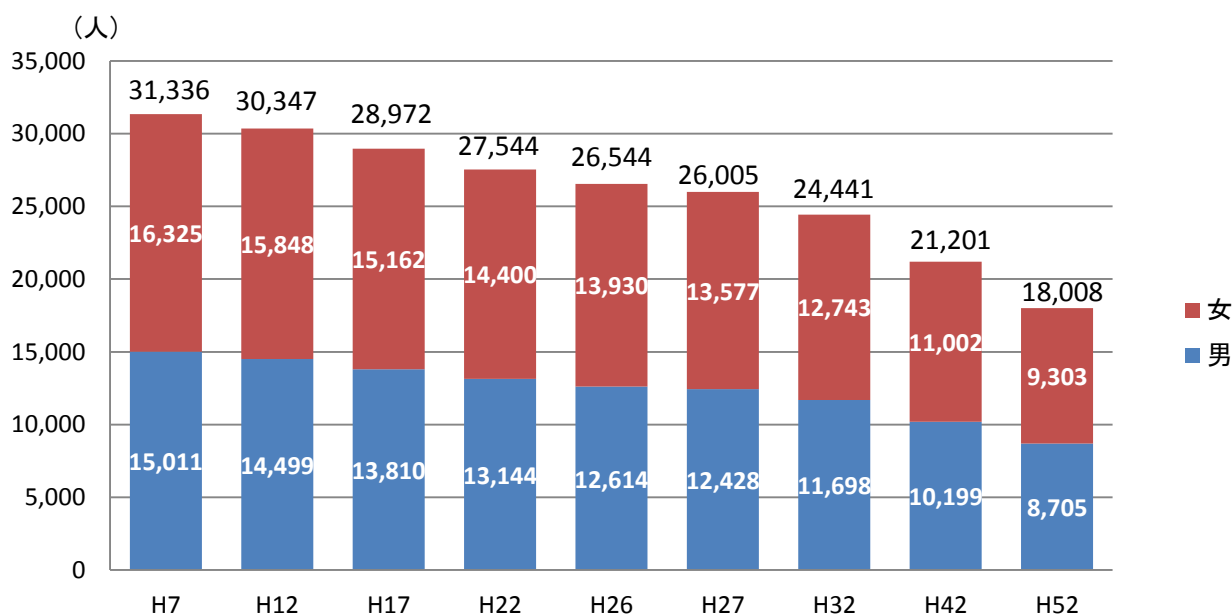
このような中、国立社会保障・人口問題研究所がまとめた「日本の地域別将来推計人口(2013年3月推計)」によると、本市の人口は、平成 52 年には 18,008 人となり、平成 22 年国勢調査時の 27,544 人と比較すると 9,536 人(34.6%)減少すると推計されております。また、65 歳以上の人口は 7,973 人から 7,579 人と人数では減少しますが、高齢化率は 29.0%から 42.1%に増加し、市民の約 4 割が高齢者になるという現象が予測されています。

本市の人口は、昭和 30 年をピークに減少の一途をたどり、少子高齢化が加速するなかで、一層高度化・多様化する生活環境や社会経済環境の変化に対応するためには、従来の行政主導型のまちづくりを見直し、市民と行政がそれぞれの役割と責任を分担し、お互いが協働しながら自立したまちづくりを目指す必要があります。

■人口の推移(基準日:10月1日)

(単位:人)

区分	H7	H12	H17	H22	H26	H27	H32	H42	H52
男	15,011	14,499	13,810	13,144	12,614	12,428	11,698	10,199	8,705
女	16,325	15,848	15,162	14,400	13,930	13,577	12,743	11,002	9,303
合計	31,336	30,347	28,972	27,544	26,544	26,005	24,441	21,201	18,008



※H7～H22は国勢調査、H26は住民基本台帳による。

※H27～H52は、国立社会保障・人口問題研究所による推計値

■年齢3区分別人口（基準日：10月1日）

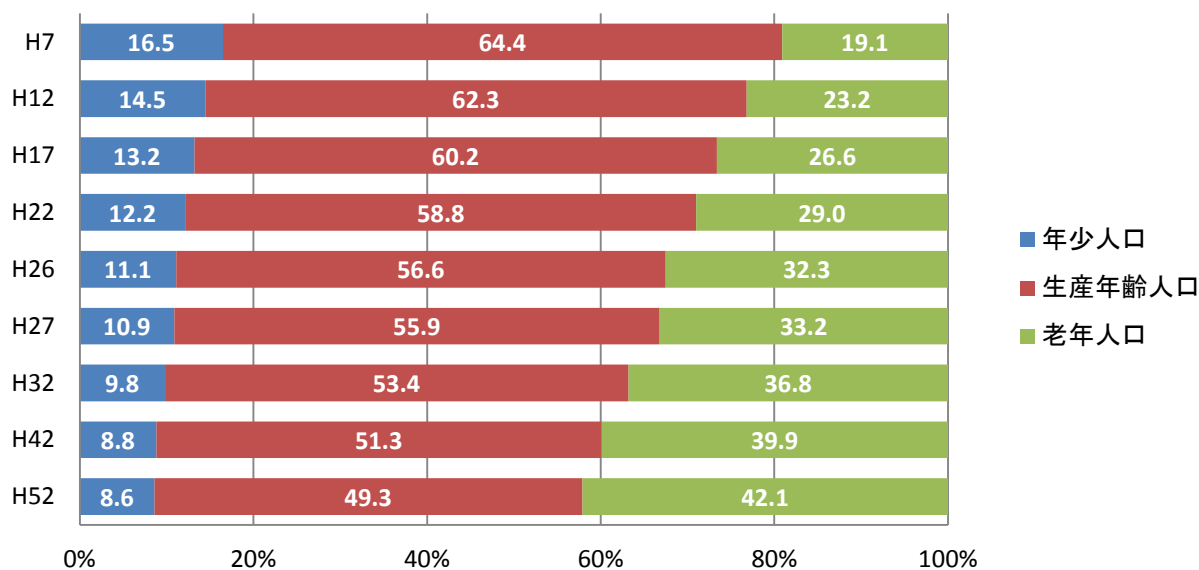
（単位：人、％）

区 分	H7		H12		H17		H22	
	総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比
年少人口 (0～14歳)	5,172	16.5	4,403	14.5	3,824	13.2	3,347	12.2
生産年齢人口 (15～64歳)	20,167	64.4	18,903	62.3	17,441	60.2	16,208	58.8
老年人口 (65歳以上)	5,997	19.1	7,041	23.2	7,707	26.6	7,973	29.0
[内75歳以上]	[2,161]	[6.9]	[2,848]	[9.4]	[3,694]	[12.8]	[4,258]	[15.5]
計	31,336	100.0	30,347	100.0	28,972	100.0	27,544	100.0

年齢不詳 16

H26		H27		H32		H42		H52	
総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比
2,955	11.1	2,848	10.9	2,394	9.8	1,854	8.8	1,548	8.6
15,007	56.6	14,528	55.9	13,061	53.4	10,886	51.3	8,881	49.3
8,582	32.3	8,629	33.2	8,986	36.8	8,461	39.9	7,579	42.1
[4,642]	[17.5]	[4,604]	[17.7]	[4,663]	[19.1]	[5,361]	[25.3]	[4,866]	[27.1]
26,544	100.0	26,005	100.0	24,441	100.0	21,201	100.0	18,008	100.0

年齢3区分人口割合の推移



※H7～H22は国勢調査、H26は住民基本台帳による。

※H27～H52は、国立社会保障・人口問題研究所による推計値

## 2. 財政収支

本市の歳入は、長引く景気の低迷により税収は落ち込み、歳入の約4割を占める地方交付税は、合併から10年間保障されている合併算定替による特例措置が平成27年度で終了し、以降、5ヶ年にわたり段階的に引き下げられ、平成33年度には特例措置が終了することとなります。これにより、現在の普通地方交付税額52億円程度が年々減少することとなり、平成33年度からは5億円程度少ない47億円程度になるものと見込まれます。

歳出においては、職員数の適正化計画に基づいたペースでの人件費の抑制や事務事業の見直し、公共施設の移譲、計画的な地方債の発行による公債費の抑制などにより一定の成果を見ているものの、高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加や歳出全体の約半分を占める義務的経費は、今後も高水準で推移するものと見込まれます。

投資的経費については、熱回収施設建設事業や(仮)観光拠点センター整備の大型事業を実施する平成27年度に大きな額を占めていますが、今後も財政規模を堅持しながら各種計画に沿った予算編成に努めてまいります。

また、財政運営の面においては、地方債残高は繰上げ償還を毎年度行うことにより年々減少しており、これに対し、財政調整基金及び減債基金の残高は平成25年度末で27億円程度を積み立てしています。

(単位：千円)

	H22	H23	H24	H25
地方債残高	20,096,395	19,819,724	19,436,285	18,914,150
財政調整基金残高	1,781,682	1,824,305	2,356,673	2,691,349
減債基金残高	60,178	58,976	57,767	56,560

### ■にかほ市の財政状況

	H17	H22	H24(類似団体内平均値)	H25
財政力指数	0.39	0.45	0.39 (0.45)	0.38
経常収支比率	89.7	83.9	84.1 (88.0)	81.8
実質公債費比率	13.5	16.3	12.4 (12.4)	10.8
将来負担比率	—	146.9	118.6 (64.6)	104.7

#### 【用語解説】

・財政力指数	財政力の強さを示す指数で「基準財政収入額÷基準財政需要額」の過去3年間の平均値です。指数が高いほど財政力が強いと考えられ、1を超えると普通交付税の不交付団体となります。
・経常収支比率	財政の弾力性(ゆとり)を判断するための比率で、経常一般財源(毎年入る自由に使用できる財源)に対する経常経費充当一般財源(毎年経常的に支出される経費)の割合です。比率が低いほど財政にゆとりがあると考えられます。
・実質公債費比率	全会計に一部事務組合を含めた実質的な公債費(借金)が、どれだけ財政に負担をかけているかを判断する指標で、一般財源のうち公債費の支払いに費やした比率です。この指標の早期健全化基準は25%で財政再生基準は35%となっています。
・将来負担比率	全会計に一部事務組合と第3セクターを含めた自治体が将来負担する負債の財政規模に対する比率です。例えば、収入500万円の家庭で500万円の負債があれば100%ということになります。この指標の早期健全化基準は350%となっています。

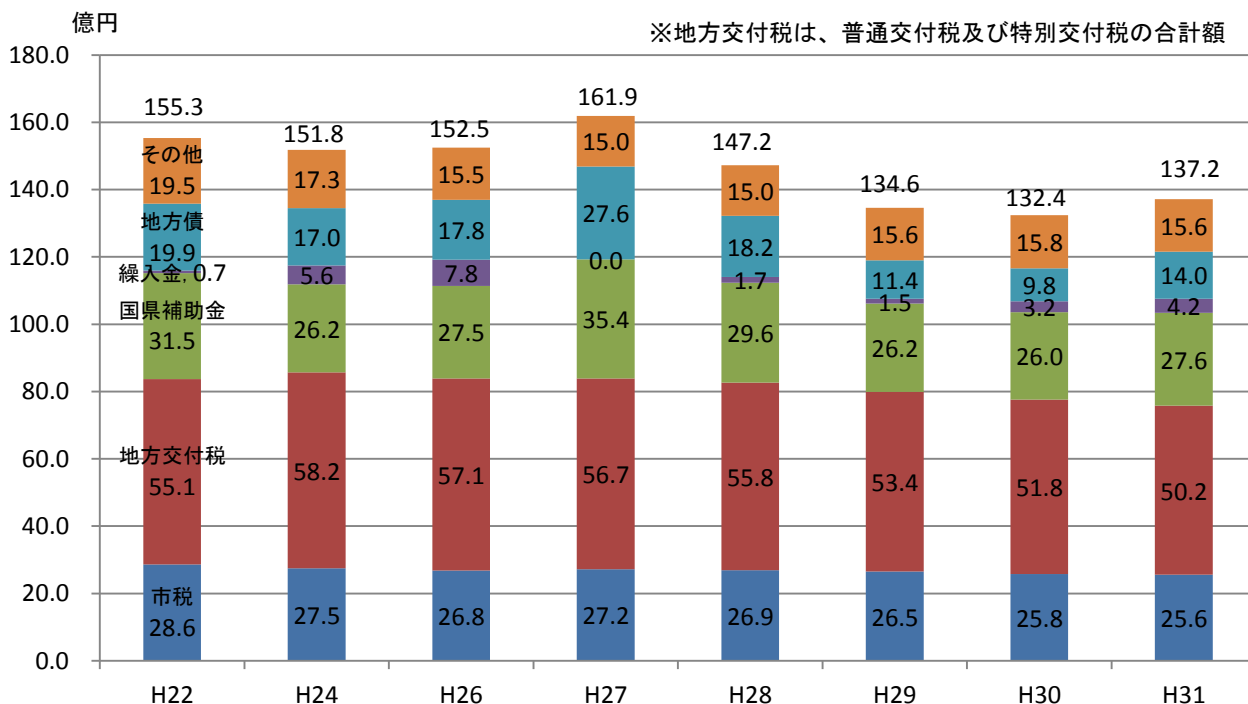
■財政収支（普通会計）

（単位：百万円）

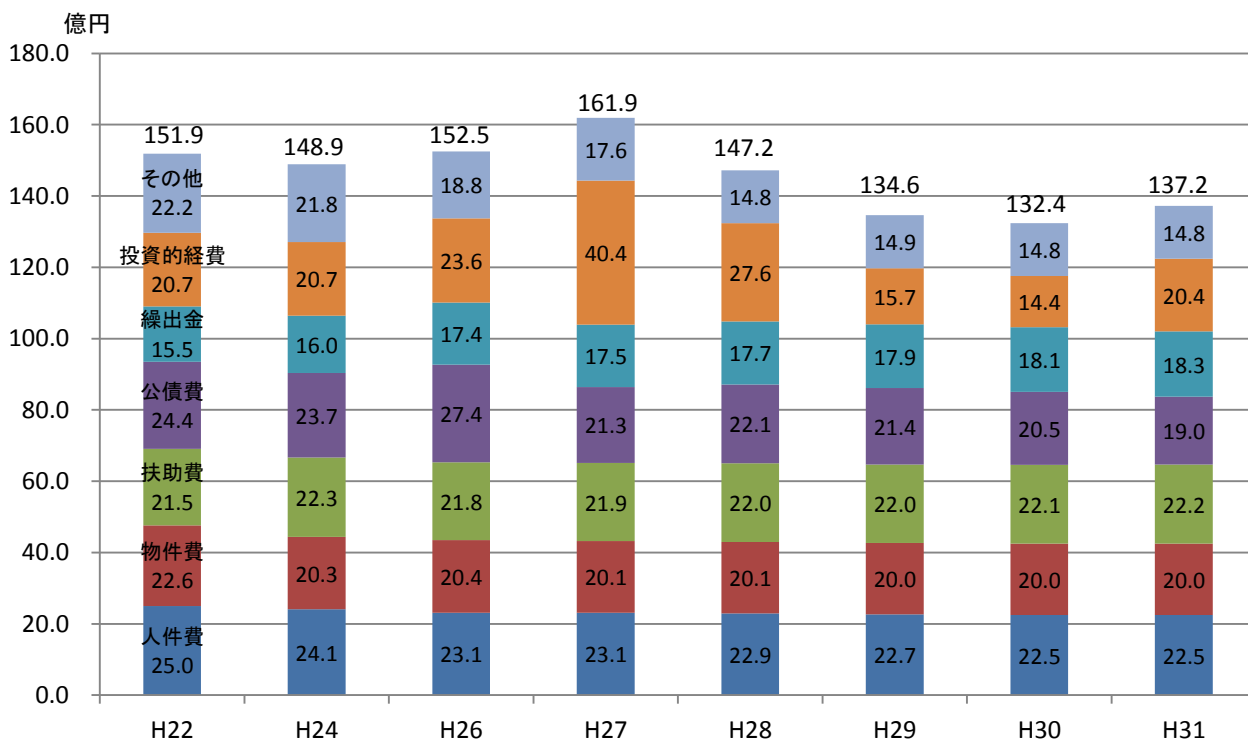
年度	H22	H24	H26	H27	H28	H29	H30	H31
歳入	15,530	15,178	15,252	16,190	14,720	13,461	13,240	13,720
歳出	15,190	14,886	15,252	16,190	14,720	13,461	13,240	13,720
差引	340	292	0	0	0	0	0	0

※H22、H24 は決算額、H26 は決算見込み額、H27～H31 はにかほ市財政計画から想定される見通しによる。

〔歳入推計（普通会計）〕



〔歳出推計（普通会計）〕



### 3. 職員数

本市の職員数は、平成 17 年 10 月からの「にかほ市行財政改革大綱・にかほ市行財政集中改革プラン」、平成 22 年の「第 2 次にかほ市行財政改革大綱」において、「にかほ市職員定員管理適正化計画」による縮減の方針に従って、効率的な定員の確保、適正化に努めてまいりました。

総務省が公表する地方公共団体定員管理調査結果によると、平成 25 年 4 月 1 日で本市の職員数は類似団体と比較して、一般行政職員数では 8 人下回っているものの、教育と消防分野の職員を含めると 27 人の超過となっております。

そこで、今後は、市立学校における校務員や給食調理員については、退職者不補充とし、臨時職員による対応方針としています。

しかし、今後想定される人口の減少や防災面を考慮すると、効率的な行政サービスの提供を確保するためには、類似団体との比較のみに捉われず、本市の実情に合った定員管理が必要となります。

#### ■職員数の推移（各年 4 月 1 日現在）

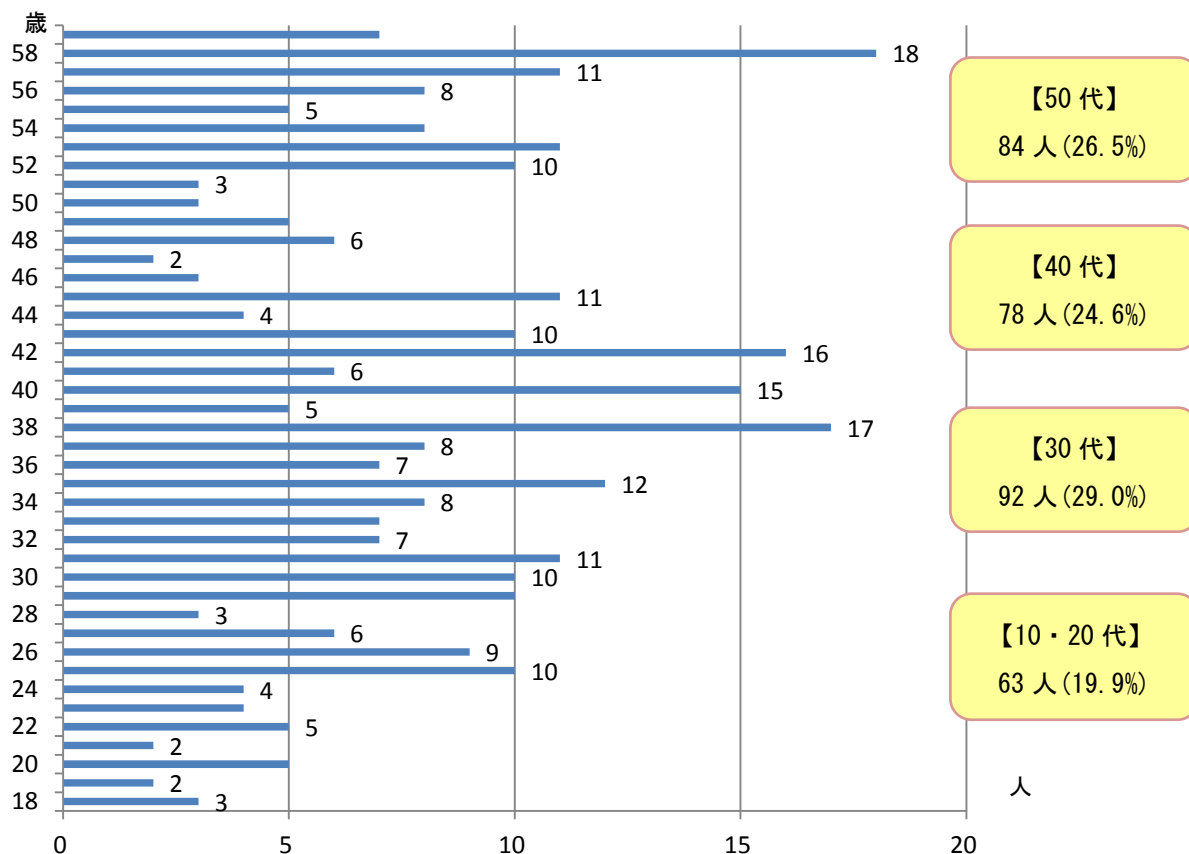
（単位：人）

年度	H17	H21	H22	H23	H24	H25	H26
職員数	392 (65)	358 (64)	347 (64)	337 (63)	331 (64)	324 (64)	317 (65)

注：1) 職員数には公営企業等を含み、特別職及び臨時職員を含まない、各年度当初（4 月 1 日）の数値である。

2) 表中の（）に示した人数は消防職員で、内数である。

#### ■年齢別職員数（平成 26 年 4 月 1 日現在）





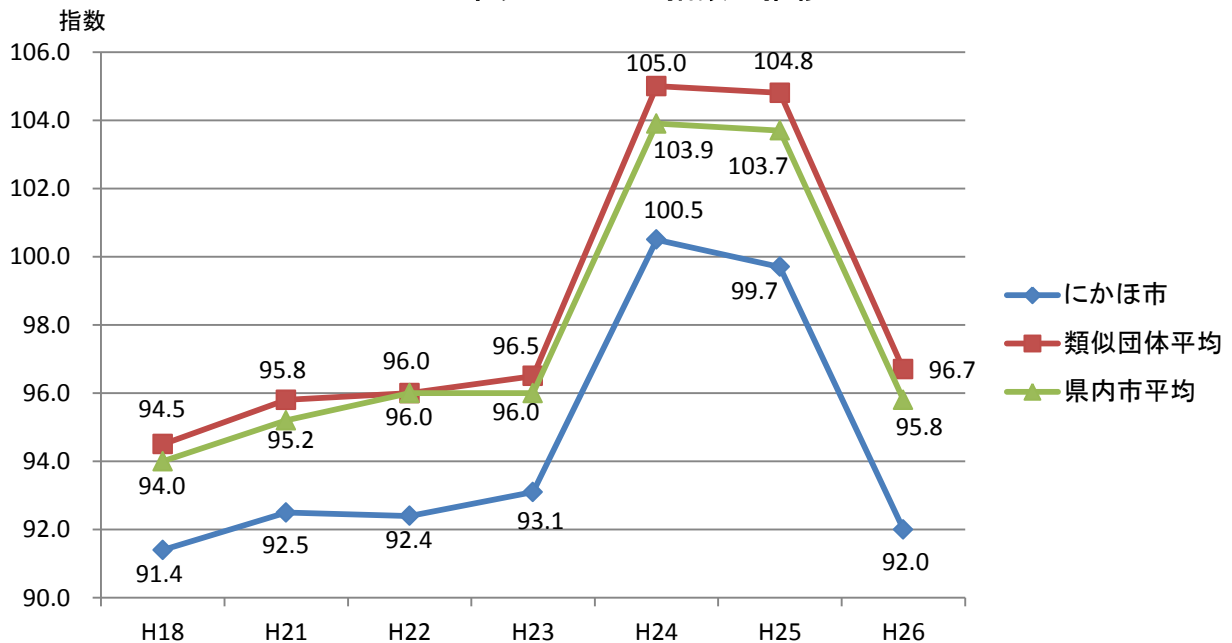
職員の給与水準を示すラスパイレス指数は、経験年数構成や退職・採用により変動しますが、本市職員のラスパイレス指数は、類似団体平均、全国市平均を下回る数値となっております。

今後も、国・県の動向や地域民間給与の水準を考慮しながら、給与水準の適正化に努めてまいります。

### ■ラスパイレス指数

年度	H18	H21	H22	H23	H24	H25	H26
にかほ市	91.4	92.5	92.4	93.1	100.5	99.7	92.0
類似団体平均	94.5	95.8	96.0	96.5	105.0	104.8	96.7
県内市平均	94.0	95.2	96.0	96.0	103.9	103.7	95.8

にかほ市ラスパイレス指数の推移



- (注) 1. ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数をいいます。
2. 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
3. H24、H25は、国家公務員の時限的(2年間)な給与改定・臨時特例法による給与減額措置が反映されています。

### Ⅲ. これまでの行財政改革の取り組み

本市は、平成 17 年 10 月 1 日の誕生とともに「にかほ市行財政改革大綱・にかほ市行財政集中改革プラン」を策定し、積極的な行財政改革に取り組み、成果を上げてきました。

平成 22 年策定の「にかほ市第 2 次行財政改革大綱」では、更なる行財政改革の推進のため、次の 5 つの重点項目の下、行財政改革の推進に努めてまいりました。

#### ① 行政コストの削減と未来型行政組織への変革

その時々々の行政課題を解決するため、簡素で効率的かつ責任の所在が明らかとなる機構・体制を柔軟に組織し、職員数は、退職職員数の 3 分の 1 程度の新規採用者数とするなど定員管理の適正化に努めてまいりました。また、給与制度の適正化として、特殊勤務手当を見直したほか、ノー残業デイの実施により総人件費の削減に努めてまいりました。

施設ランニングコストの削減では、地球温暖化防止実行計画の重点的な節電対策・省エネ行動のほか時間外勤務の縮減に伴い光熱水費の削減効果が見られました。事務事業見直しによるコスト削減にあっては、選挙投票所の統廃合の実施、補助事業の見直しによる補助金の削減のほか、事務事業外部行政評価を導入し業務の事後点検・検証をすることによってコスト削減など職員の意識改善が図られています。

#### ② 自主性・自立性の高い財政運営の確保

税・料金徴収の強化では、収納対策推進本部及び収納対策推進委員会（以下「収納対策推進本部等」という。）を設置し、これを軸に、関係各課との連携を密にした横断的な収納体制を確立しました。この結果、目標とした滞納分の収納率 15%を超える成果があり、滞納額の減少につながっています。

未利用財産の処分では、遊休地や法定外公共物のほか、不要備品を積極的に売却し、現金化を図ってまいりました。

#### ③ 民間委託等（アウトソーシング）の積極的な推進

ガス水道局の一部の業務や由利組合総合病院再来受付機管理業務、精神保健事業（コーヒーサロン）で民間委託ができましたが、生活サポート事業及びフェライト子ども科学館運営事業の一部を民間の労働者派遣会社へ委託したものの、経費面で協議が調わず契約解除に至るなど、民間活用は進みませんでした。

また、指定管理者制度の活用として 16 施設を掲げていましたが、委託管理費の掛かり増しや当該施設の設置意義、経緯から適切な引き受け先が見当たらなかったため、制度導入には至りませんでした。

なお、利用者並びに利用の形態が地域に限定される福祉・農業関連施設の地域への無

償譲渡は、一部を除き達成されましたが、補助金の活用により設置した施設については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用により無償譲渡できない期間の制限があるため、引き続き国県等との協議を重ねることとしています。

#### ④ 地方公営企業等の経営健全化

ガス事業の民営化は、公募に対して1企業からの応募があり民間譲渡へ向けた手応えを得たものの、最終的な審査書類の提出がなされず棚上げとなっており、引き続き新たな民営化の道を探っています。

料金改定は、計画どおり平成24年4月にガス料金の改定を行い経営の健全化と供給の安定を図っております。

ガス水道料金の未収金対策については、市の収納対策推進本部等との連携を図り対処するとともに、コンビニ納付を利用いただけるようPRし、その有効利用と収納率の向上につなげてまいりました。

#### ⑤ 地域協働の推進

地域との協働の推進では、ボランティアやNPO団体の活動を支援するほか、コミュニティ活動による連帯感の醸成や地域活力の向上につなげるため、新たに地域振興交付金制度などを設けました。交付金は地域の自主的な取り組みにより、地域力が高まり、活気を生み、コミュニティの増進につながっています。

また、各種委員の登用では、性別にとらわれることなく公募を行うなど市民の参画を促すとともに、各種計画(案)策定においては意見募集を実施するなど、市民が意見や提案できる機会を創出してきました。

## IV. 計画期間及び進行管理等

### (1) 計画期間

この「第3次にかほ市行財政改革大綱」の計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

### (2) 推進体制

市長を本部長とするにかほ市行政改革推進本部のもと、全ての職員が改革の意識を持って取り組みます。

### (3) 進行管理

この第3次大綱に掲げた取り組みの進行管理は、毎年度調査する個々の取組内容や目標値の実績、各種データなどによりとりまとめ、にかほ市行政改革推進本部において評価するほか、進捗状況を市ホームページ等で公表します。

## V. 重点的に取り組む項目

第3次にかほ市行財政改革大綱では、これまでの9年間取り組んできた行財政改革の成果と効果を更に推進し、継続して実施する取り組みや反省を踏まえ見直しをするもの、新たな課題に対応する事項など、次の3つを改革の柱に据え重点的に取り組みます。

1. 効率的な行政運営と適正な事務執行
2. 健全な財政運営の推進と効果的な施設、資産の管理活用
3. 地域協働の推進

### 本計画における経費節減予定額総括表

(単位：百万円)

項目	対応箇所	第2次	第3次					期間累計	
		26年度迄	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
歳入	税・料金徴収の強化	V-2-1	263	55	55	55	55	55	275
	未利用財産の売払い	V-2-2	86	1	1	1	1	1	5
	ふるさと納税制度の活用	V-2-5	0	20	20	20	20	20	100
	未収金の徴収対策強化	V-2-8	114	4	5	4	5	4	22
	小計		463	80	81	80	81	80	402
歳出	人事管理の減(定員・給与等)	V-1-1	1,086	-21.5	8.5	31	46	46	110
	施設維持・内部管理費の見直し	V-2-6	11	1	1	1	1	1	5
	その他		30						
	小計		1,127	-20.5	9.5	32	47	47	115
効果合計			1,590	59.5	90.5	112	128	127	517

注：第2次計画数値は26年度分が見込みのため、後日、第2次実績により変更予定。

# 1. 効率的な行政運営と適正な事務執行

## ①定員管理の適正化

職員数は、にかほ市行財政改革大綱・にかほ市集中改革プラン及び第2次行財政改革大綱の定員管理適正化計画に基づき削減した結果、人件費で大きな削減効果を達成しています。

しかし、第2次行財政改革大綱で掲げた消防事業の広域化・ガス事業の民営化が実現できなかったため、職員数については軌道修正をせざるを得ませんでした。少子高齢化や人口減少社会が進む中で、市民のニーズに応じた行政サービスを維持・向上するためには、最少の人員で最大の効果を発揮できる職員体制が求められます。今後の職員数については、年齢構成のバランスに配慮しながら適正化に努める必要があります。

(削減額：百万円)

項 目		当 初	第2次計 画終了年	第3次計画					期間累計
		H17	H26	H27	H28	H29	H30	H31	
職員合計数 (4月1日現在数)	一般職	327	252	255	251	248	246	246	
	消防職	65	65	65	65	65	65	65	
	計	392	317	320	316	313	311	311	
採用者数	一般職		10	9	9	7	6	5	36
	消防職		3	2	5	1	0	0	8
	計		13	11	14	8	6	5	44
退職者数	一般職		[6]	13	10	8	5	7	43
	消防職		[2]	5	1	0	0	1	7
	計		[8]	18	11	8	5	8	50
削減人数	一般職		8	-3	4	3	2	0	6
	消防職		-1	0	0	0	0	0	0
	計		7	-3	4	3	2	0	6
削減数累計	第3次計画分			-3	1	4	6	6	14
削減額累計	第3次計画分			-22.5	7.5	30	45	45	105

注：1) 一般職には、公営企業職及び単労職を含むが、特別職及び臨時職員は含まない。

2) 表中の[ ]は、退職予定者数である。

3) 削減数累計は「前年度退職者数－当該年度採用者数」であり、H31の退職者数は含まない。

4) 職員1人当たりの人件費削減額の試算にあたっては、次の金額を用いた。(26年度給与費明細書)

・一般職の給与等（職員手当、共済費を含む。）2,215,891千円÷一般職職員数295人≒7.5百万円

### 【具体的な内容】

○定員管理適正化計画（計画期間：平成27～31年度）を着実に推進し、計画期間内で結果として6人縮減し、期間累計105百万円の人件費削減効果を目指します。

○適正な一般職の職員数は、市の実状に配慮するとともに「類似団体の職員数の状況」（26年版。総務省自治行政局公務員部作成）を参酌し、企業会計職員を含む246人体制を目標とします。

○学校校務員、給食調理員等の単労職は、退職者の補充を行わず、臨時職員若しくは民間委託への移行も視野に入れ検討します。

## ②組織・機構の見直し

人口減少社会を捉えた新たな行政課題・施策への対応や多様化・高度化する市民ニーズに機動的・機能的に対応するため、業務量に応じた適正な職員配置となるよう体制を整備いたします。また、3庁舎に分散配置している市長部局の一本化など、危機管理体制のなお一層の強化や効率化を図るため、組織・機構のあり方について引き続き検証し組織体制の機能充実を図ります。

項 目	実施年度				
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
機構・組織改革の実施	検証・実施	⇒	⇒	⇒	⇒

### 【具体的な内容】

- 行政に対する市民のニーズは、広範囲に及びその内容は多様化・高度化しているため、機動的・機動的で即応性のある組織といたします。
- 人口減少社会に対応する新たな行政課題や地域の創意工夫による地域の活性化を図る新たな施策の展開など、今後も地方行政の業務は増加してまいります。こうした課題に即し、業務量の均衡を図りながら機構の見直しを行います。
- 危機管理体制の強化・機能の充実は大きな課題と捉えており、事務能率の向上や行政サービスの維持・向上、管理コストの縮減などあらゆる観点から現行の分庁舎方式を検証・見直しを実施し、庁舎の統合・整理を進めます。
- 総務省の地方公共団体定員管理調査結果で一般行政職員数が下回っていることから再任用制度の活用を検討します。

## ③人材育成の推進

職員は、地方自治体にとって重要な経営資源であり職員の能力・資質を向上させるためには、職員研修計画に基づく職場内研修だけでなく、外部研修も積極的に取り入れ人材の育成を推進します。

多様化する住民ニーズは高度な知識を要する課題も多く、職員個々の資質を高めるためには、法令・倫理等に関する専門知識の習得や資格取得につながる研修を実施するほか、職員の自己啓発、意識改革、そして管理監督者のための研修体系を構築していきます。

項 目	実施年度				
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
職員研修の強化	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

### 【具体的な内容】

- にかほ市職員研修計画に基づく一般職員の教育の強化・充実を図り、自己のスキルアップと常に改革を意識し、創造性・柔軟性を持つ職員を育てます。
- これまでと同様に全職員が概ね3年に1回は自己が選択する研修科目の受講を推進します。

○今後導入する人事評価制度と関連付けて職員の能力向上の気づきを促し、職場のOJT<sup>※1</sup>の推進と職場外の専門的な研修等を活用し職員の育成を行います。

※1 OJT

OJTとは、On the Job Training（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）の略で、仕事遂行を通して訓練することを表します。管理者や先輩が、職務遂行を通して、組織メンバーとして成長するための取り組み姿勢や仕事に必要な知識、技術等を、部下や後輩に意識的に行う育成・指導活動をいいます。

#### ④給与制度の適正化と人事評価制度の導入

##### 1) 給与・手当の適正化

にかほ市職員の給与は、国の動向を踏まえつつも、にかほ市の実状に見合った給与体系として秋田県職員の給与に準拠することを基本としています。これにより、にかほ市職員の給与水準は、平成26年の総務省公表のラスパイレズ指数で92.0であり、秋田県内の市で最下位、全国の類似団体の中でも60団体中59位の現状にあります。これからも職員の働く意欲が増す給与体系となるよう適正化を検討してまいります。

##### 2) 時間外勤務時間数の削減

第2次大綱では「時間外勤務時間数を前年度比5%の削減を目標」としていたが、人員を削減している中で画一的な削減目標の設定は厳しい状況であるものの、適正な人員配置により業務負担の平準化を図りながら時間外勤務時間数の削減に取り組みます。

そこで、平成23年度に設定したノー残業デイ（水・金曜日）は、時間外勤務時間数の削減に効果が現れており、加えて、施設電気料等の管理コストの削減の一面もあることから引き続き実施いたします。

また、監督職が所属職員の業務量・状況を常に把握し、強力なリーダーシップのもとで業務の平準化を図ることが必要であり、監督職の指揮・管理能力の最大限の発揮が求められます。

※時間外勤務手当の推移

(単位：時間、千円)

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
時間数	16,755	17,917	14,187	12,996	13,742
手当額	46,834	33,751	25,360	23,413	23,851

注：消防職を除く一般職の合計

(財政効果額：百万円)

項目	実施年度				
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
給料・手当の適正化	検証・実施	⇒	⇒	⇒	⇒
時間外勤務時間数の削減	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	1	1	1	1	1

**【具体的な内容】**

- 諸手当の支給内容やあり方を常に検証・点検を行い、随時見直しを図ります。
- 人事院の勧告内容をしっかりと分析するとともに、地域経済の動向を見定めた適正な給与体系を定めます。
- 時間外勤務時間数は、引き続きノー残業デイを設定するとともに、次に示す事項の徹底により平成 23 年度比 5 %の削減を目標に実施いたします。
  - ・業務の見直しにより民間委託が可能な業務は積極的に委託化を図り、必要性が希薄な業務は廃止するなど、業務処理の効率化を促進いたします。
  - ・管理職、監督職は、所掌業務の全体的な執行計画・方針を明確に示すとともに、常時その状態を把握し、特定の職員に集中しないよう強力なリーダーシップのもと負担の軽減・均一化を図ります。

**3) 人事評価制度の導入**

人事評価制度の導入は、地方公務員法の改正により平成 28 年 4 月からの実施が義務付けられましたが、この導入にあたっては、職員の能力・業績等を重視し、客観的に公正かつ公平な人事評価システムの構築が求められています。

この評価システムの構築により、より高い能力を持った職員を育成し、組織全体の士気高揚、公務能率の向上につながるよう努めてまいります。

項 目	実施年度				
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
人事評価制度の構築、導入	検討・試行	実施	⇒	⇒	⇒

**【具体的な内容】**

- 人事評価制度運営委員会を設置し、制度システム構築、導入実施に向けた具体的なスケジュールを策定します。
- 人事評価実施要綱やマニュアル、各種評価シートを作成し、評価者研修を実施するとともに職員向け説明会を実施します。



## ⑤行政評価の強化

本市の行政評価制度は、行政コストの削減や市民の満足度の度合いを測定・評価し、行政をマネジメントすることを最終目標として導入され、平成 22 年度から実施しています。業務の棚卸、担当課における内部行政評価を経て市民で組織する評価委員会による外部行政評価を行い、その結果を次の予算編成や事業執行、各種施策の立案等へ反映させるという事務手順で実施しております。

こうした行政評価制度は、全国の自治体で導入されているものの、業務量の増加や評価のために膨大な時間を割いている状態から、職員の評価疲れが見られるとも言われています。

本市にあっても、行政評価の実施自体が目的化している傾向にあり、こうした評価結果の活用、機能が働いていないことも実態として感じられることから、適切な活用に向けた改善に取り組みます。

項 目	実施年度				
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
行政評価制度の再構築、活用	検討・実施	実施	⇒	⇒	⇒

### 【具体的な内容】

- 大局的な視点、より広い観点からの事業評価につながるよう、単なる事務事業レベルでの評価だけでなく、一ランク上の“施策”を達成するための成果について、適切な評価となる仕組みに改善いたします。
- 評価結果の予算反映に大きな時間差が生じないように、評価作業時期の調整を行ってきたところですが、行政評価が総合発展計画、実施計画、予算の連動による一体性と一貫性のある流れを再検証いたします。

## ⑥業務改善の推進

### 1) 窓口業務の最適化

にかほ市発足以来、3つの旧町役場庁舎を活用する『分庁舎方式』の採用により、各庁舎に「市民サービスセンター」を配置していますが、組織・機構の改革とともに住民の満足度を維持し、住民サービスの低下を招かないようそのあり方を見直します。

また、各課の窓口業務を補完する各センターが取り扱う業務には差異がありますが、センターが担う役割と取扱う業務について再検証し、窓口業務の最適化を図ります。

### 2) 効率的で適正な事務執行への改革

事務事業は、日々の恒常的に繰り返される事務や突発的・偶発的に発生する事務など様々であるが、恒常的に繰り返される事務について、法令や規則等の定めに応じた各種事務マニュアルの策定、見直しにより簡素で効率的な事務執行ができるよう事務改善を進め、時間的労力の縮減による行政コストの削減に努めます。

効率的な行政運営と適正な事務執行

項 目	実施年度				
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
窓口業務の適正化	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
事務改善による事務能率の向上	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

【具体的な内容】

- 組織・機構の改革に合わせ、住民の満足度を維持するとともに住民サービスの低下を招かないそのあり方について見直します。
- 行政サービスを受ける住民に対し、親切丁寧な対応をもって、迅速かつ適正な窓口業務の構築について見直します。
- 日常的に繰り返される業務に無駄が生じていないか、また、個人番号制度の導入を機に窓口業務のあり方を再検証のうえ、更なる効率化と効果的な処理方法がないかなど、あらゆる業務について点検を行い、事務処理能率の向上を図ります。

⑦権限移譲受入れの推進

住民の最も身近な基礎自治体である市町村への事務権限の移譲は、地方分権改革のさらなる推進を受け、市民に身近な事務については、市の自主的な判断と責任において決定できるよう、また、行政サービスの向上につながるよう積極的に受け入れます。

項 目	実施年度				
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
権限移譲受入の推進	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

【具体的な内容】

- 県が示す権限を委譲する事務について、それを受入れる本市の体制やコスト等の観点から住民の利益の向上につながる事務については積極的に移譲事務の受入れを推進し、31年度までに権限移譲率80%を目標とします。

●県内他市町の状況（平成26年4月現在）

市町村名	にかほ市	由利本荘市	潟上市	仙北市	美郷町
権限移譲率	70.8%	70.8%	85.1%	92.0%	96.3%

## ⑧ ICT利活用の推進

平成 25 年 6 月に閣議決定した「世界最先端 IT 国家創造宣言」を受け、平成 26 年 3 月、総務省が「電子自治体の取組みを加速するための 10 の指針」※1 を示し、地方公共団体が自らの情報化施策のあり方について地域の課題や住民ニーズ、自治体クラウドの導入等の ICT※2 の進展を踏まえた考察を実施し、計画を策定するとともに、その実現に取り組むことが期待されています。

この中では、ICT を活用した様々な取組みとして、より便利で利用者負担の少ない行政サービスの提供のため、災害や情報セキュリティに強い行政基盤の構築や徹底したコストカット・効率的な行政運営が掲げられていますが、本市にあっては総合的な事務事業の改善により総体的にコストに見合うサービスの提供（例：映像配信システムなど）について検討します。

項 目	実施年度				
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
電子自治体の推進・強化	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

### 【具体的な内容】

- 各種行政手続きが市ホームページを活用してできるよう、より一層内容を充実させます。
- 地域イントラネット・ネットワークの機器やシステムの更新を行います。
- 電子決裁、電子申請システムに対する調査・研究を引き続き進めます。

※1 総務省「電子自治体の取組みを加速するための 10 の指針」

- 指針 1 番号制度に併せた自治体クラウドの導入
- 指針 2 大規模な地方公共団体における既存システムのオープン化・クラウド化等の徹底
- 指針 3 都道府県による域内市区町村の自治体クラウドの取組み加速
- 指針 4 地域の実情に応じた自治体クラウド実施体制の選択及び自治体クラウド導入を見据えた人材育成・確保
- 指針 5 パッケージシステムの機能等と照合した業務フローの棚卸し・業務標準化によるシステムカスタマイズの抑制
- 指針 6 明確な SLA の締結、中間標準レイアウトの活用等による最適な調達手法の検討
- 指針 7 オープンデータの推進に向けて、地方公共団体が保有するデータに対するニーズの精査及び推進体制の整備
- 指針 8 ICT 利活用による更なる住民満足度向上の実現
- 指針 9 CISO 機能の明確化等、情報セキュリティに関する人材・体制の強化
- 指針 10 チェックリストを活用した強力な PDCA の構築

※2 ICT

ICT とは、Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、日本語では一般に”情報通信技術”と訳されます。

ICT の活用施策として総務省の”ICT ふるさと元気事業”、文部科学省の”学校 ICT 環境整備事業”などがあり、地域の人材育成、雇用の創出、地域サービスの向上を図るなど医療、介護・福祉、教育などの公共分野への貢献が期待されています。

## 2. 健全な財政運営の推進と効果的な施設、資産の管理活用

### ①市税・料金徴収の強化

#### 1) 市税・料金徴収の強化

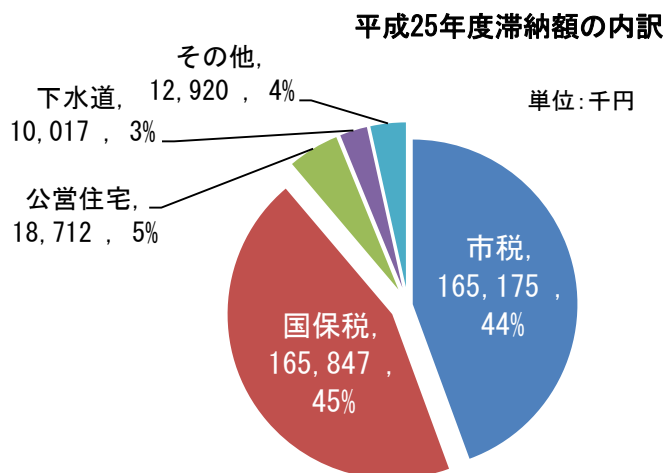
平成 22 年度の市税及び国保税の滞納調定額は、約 3 億 9,900 万円、当該年度調定額の 9.9% であったが、第 2 次大綱における収納対策推進本部等を軸とした関係各課の連携を図った取り組みにより、平成 26 年度では市税及び国保税の滞納調定額約 3 億 3,400 万円、同 8.9% となり、収納率の向上によって滞納額は縮減しています。今後も引き続き、負担の公平性の観点から、市税に限らず使用料等に関する滞納分の徴収について強化していきます。

※滞納調定額の状況(決算書より)

(単位:千円)

年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度(見込み)
市税	175,703	187,336	169,785	171,302	165,175	171,285
国保税	220,539	211,424	194,575	177,818	165,847	162,417
その他	54,561	54,208	59,588	51,865	41,067	38,743
計	450,803	452,968	423,948	400,985	372,089	372,445

- 各年度の調定決算額
- 市税は、市民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税
- 国保税は、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料
- 右のグラフは、平成 25 年度決算における科目別内訳を表したもので、次の仕分けによる。
  - ・公営住宅は、家賃のほか駐車場並びに浄化槽使用料を含む。
  - ・下水道は、公共下水道及び農業集落排水の使用料のほか、負担金・分担金を含む。



#### 2) 滞納額、未収金等の私債権に係る債権管理

平成 22 年度末の市税や使用料等の滞納額は約 4 億 5,300 万円であったが、第 2 次大綱における収納対策推進本部等を軸とした関係各課との連携による未収金の収納強化により、平成 25 年度末の市税の滞納額は約 3 億 7,200 万円となっており、その取り組みの成果が現れています。

(財政効果額：百万円)

項 目	実施年度				
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
市税・料金の徴収強化	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	55	55	55	55	55
債権管理条例制定の検討	検討	⇒	実施	⇒	⇒

**【具体的な内容】**

- 滞納額に対する15%超の収納率を維持します。
- 市税、各種料金・使用料等の滞納については、収納対策推進本部等の機能の強化を図り、関係各課との連携を密にし、早期収納に努力するとともにその実態を見極めたうえで適切な対応をとり、高額滞納者とならないよう未然に対応していきます。
- 各種の滞納については、関係法令に基づく適切な対応により、督促手数料や延滞金の徴収を行うとともに、滞納に係る処分を行います。
- 滞納等に係る管理コストを縮減するため、関係法令の規定を遵守し適切な欠損処理を執行いたします。そのため、債権管理に関する条例制定の必要性を検討いたします。

**【取り組み目標】**

- 滞納額に対する収納率の15%超を堅持

**②未利用財産の処分**

これまでの大綱に基づく取り組みにおいても、未利用財産の処分として高速道路関連用地をはじめ、原野や法定外公共物、老朽化した市バス・重機などを売却し、現金化することで大きな成果を上げてきました。遊休地や不要備品等は保管するだけで管理コストが生じるため、不要となった資産は積極的に売却しコスト削減につなげていきます。

(財政効果額：百万円)

項 目	実施年度				
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
未利用財産の処分	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	1	1	1	1	1

**【具体的な内容】**

- 未利用財産に係る管理コストの削減のため、遊休地や不要備品等について可能な限り売却を進めます。
- 水路等の法定外公共物については普通財産化を図り、隣接者等からの求めに応じ積極的に売却を促進します。

### ③長期的歳入確保の取り組み

#### 1) 定住促進による人口減少の抑制

本市の平成 25 年度決算における市税の税収は 29 億 2,780 万円で、そのうち個人市民税は 33.8%の 9 億 9,027 万円となっております。人口減少と税収の相関関係は、固定資産税や軽自動車税は直接的に大きな影響はありませんが、個人市民税は税収の減少に直接跳ね返ってきます。これは、本市の財政運営にも影響を与える事象であることから、人口を維持するためには市の総合発展計画に定める各施策を実行し「住みたいまち」の実現に向けた組織的な取り組みのもと、転出者の抑制とU・I・Jターンによる定住者の確保を強力に推進していく必要があります。

このため、既存の定住奨励制度・空き家バンク情報の啓発を行うとともに、働く場・雇用の場の創出・維持、子育て・教育環境、医療制度の充実など多角的、総合的な施策に取り組みます。

項 目	実施年度				
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
定住奨励制度の周知と充実	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
雇用創出、医療制度・保育・教育環境などの充実	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

#### 【具体的な内容】

- にかほ市定住奨励制度や空き家バンクの充実と効果的なPR、情報提供による、U・I・Jターン移住者の増加を図ります。
- 地方創生と人口減少対策を総合的に検討する(仮)にかほ市地方創生プロジェクトチームを設置します。

#### 【取り組み目標】

- 人口推移の推計値に対する人口減少率の抑制

#### 2) 工業振興、企業等への支援

未だ続く平成 20 年のリーマン・ショックに端を発した世界的な経済の冷え込みや地元企業の工場再編などにより、本市の多くの企業・会社が受けた影響は大きなものがありました。本市においては「にかほ市工業振興条例」や「にかほ市新産業支援センター条例」による支援制度内容の充実、新たな支援制度の制定のほか、各種要綱等の整備により地元企業に対する奨励措置、新産業創出への支援を行っています。引き続き地域経済の活性化と雇用の拡大に力を注いでいきます。

また、地元商店の活性化につながる支援、起業家に対する支援も継続的に実施し、長期的な視野で市の産業の育成を行い、歳入の増加につなげていきます。

## ※工業振興条例による奨励措置の実績

(単位：千円)

年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度(見込み)
奨励措置件数	3件	3件	3件	2件	7件
投下固定資産額	114,622	275,560	199,602	51,279	806,249
雇用者数	1人	1人	6人	0人	70人

項目	実施年度				
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
工業振興条例による支援	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
商業振興への支援	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

## 【具体的な内容】

- にかほ市工業振興条例に基づく、投下固定資産に対する奨励措置の推進により、雇用者数の増加を図ります。
- 新産業の創出等により、地域経済の活性化と雇用の拡大を図ります。
- にかほ市商工会の取り組みや加盟店等の工夫した事業に対する積極的な支援により、既存商店の活性化を図ります。

## 【取り組み目標】

- ハローワーク本荘管内における有効求人倍率の引上げ

## 3) 農林水産業への支援

平成26年の米価下落は農業経営に大きな影響を与えました。今後の米価上昇も難しい状況にあるため、営農組織の強化や複合経営の確立、6次産業化の推進により農家が農業として成り立つ仕組みづくりを支援します。

また、漁業では、継続的な種苗放流や魚介類の加工などの促進による漁業経営の安定に努めます。

## ※集落営農の法人化支援の実績

(単位：千円)

年度	23年度	24年度	25年度	26年度(見込み)
支援件数	1件	2件	6件	0件
補助額	138	2,147	2,582	0

項目	実施年度				
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
集落営農組織の法人化への支援	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
魚介類加工品製造への支援	検討	協議	実施	⇒	⇒

**【具体的な内容】**

- 集落営農組織から法人化する組織に対し、機械や施設の導入経費への支援により初期の経営安定を図るとともに複合化を推進します。
- 魚介類の加工品製造を支援・誘導し、経営の安定化を図ります。

**【取り組み目標】**

- 集落営農組織から法人化への推進

**4) 観光施設設置等企業への支援**

観光客数年間 250 万人を目標に掲げ各種観光施策を展開していますが、平成 21 年制定の「にかほ市観光施設設置奨励に関する条例」で定める企業等への支援では、市の観光振興・育成により、交流人口の増加・企業経営の安定・雇用の場の創出につなげ、長期的な視点からの歳入の増加を図っていきます。

※観光客数等の実績

年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
観光客数	2,157,533 人	1,974,096 人	2,035,985 人	1,818,668 人
宿泊者数	65,974 人	62,535 人	63,038 人	59,492 人

項 目	実施年度				
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
観光産業振興のための支援	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

**【具体的な内容】**

- にかほ市観光施設設置奨励に関する条例に基づく、施設整備に対する奨励措置の推進により、地域経済効果の拡大と雇用の場の拡大を図ります。
- (仮)観光拠点センターが持つ機能・役割を最大限に発揮させた活用で観光客数の増加を図り、賑わいを創出することで観光産業の振興を図ります。

**【取り組み目標】**

- 観光客数年間 250 万人



#### ④補助金の適正化

平成 26 年度当初予算における補助金（助成金・交付金を含む。）は、団体補助金 62 件、事業補助金 118 件で総額 5 億 3,350 万円となっています。団体補助金では、補助金の交付期間の長期化、固定化による既得意識につながり、交付団体の自立を阻害している要素の 1 つとも考えられます。

そこで、事業補助金を含めた、補助の効果を公平に評価する仕組みを構築するとともに、補助の目的や対象事業の再検証を実施いたします。廃止・統合・縮減の外、拡充となるものがある場合も想定に入れ、補助金の削減ではなく適正化を進めます。

項 目	実施年度				
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
補助金の検証・適正化	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

##### 【具体的な内容】

- 補助団体の活動内容やその実態、補助に至った経緯などを再検証し、適正化に努めます。
- 事業補助については、住民サービスの向上に成果や効果が現れているのか、その重要性・必要性など事業内容について改めて精査し、見直しを図ります。

#### ⑤ふるさと納税制度の活用

平成 20 年に創設された「ふるさと寄付金」いわゆるふるさと納税制度では、本市への寄付件数が秋田県内において常に上位に位置しています。これは、本市出身者若しくはゆかりのある方々のふるさと「にかほ市」を大切に思っていることの実現であり、今後は、こうした方々以外の国民から応援いただけるよう工夫を加え、趣向を凝らし寄付の増加を図ってまいります。

※ふるさと納税の実績

(単位：千円)

年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
件数	93 件	100 件	71 件	94 件	104 件	120 件
寄付額	3,710	3,366	1,999	2,963	7,430	4,040

(財政効果額：百万円)

項 目	実施年度				
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
ふるさと納税額の拡大	検討・実施	実施	⇒	⇒	⇒
	20	20	20	20	20

##### 【具体的な内容】

- これまでの本市出身者に対する納税のお願いに加え、納税いただいた方への特典の内容を充実させ、更なる寄付者・寄付額の拡大に努めます。
- 新たな寄付者を得るためには、にかほ市のことをもっと知ってもらい、興味を持ってもらう必要があることから、市ホームページの充実を含めた“にかほ市の魅力”の発信のあり方を検討いたします。

## ⑥公共施設マネジメント

### 1) 公共施設等総合管理計画の策定

これまでの大綱においても「公共施設のあり方について」を検討してまいりました。第2次大綱では市民による「公共施設再編等検討委員会」からの提言を受け、職員プロジェクトチームでの検討を継続しているところです。そうした中、平成26年4月、全自治体は公共建築物（ハコモノ）や道路、上下水道等インフラ資産のすべてを対象とした、10年以上を計画期間とする「公共施設等総合管理計画」の策定を総務省から要請されました。この計画は、固定資産台帳、財務諸表を利活用し、現状や将来推計等の諸データを考察しながら、市の公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を盛り込み策定するものです。

公共施設の維持管理、活用等については、公共施設等総合管理計画に基づき実施いたします。

項 目	実施年度				
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
公共施設等総合管理計画策定	検討・準備	策定			
固定資産台帳の整備	検討・準備	整備			

#### 【具体的な内容】

- 国が示した次のような策定指針に基づく「にかほ市公共施設等総合管理計画」を策定し、公的財産の最適化を進めます。
  - ・公共施設等の現況及び将来の見通し
  - ・公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
  - ・施設類型ごとの管理に関する基本的な方針
- 公共建築物（ハコモノ）、道路橋梁や上下水道などのインフラ資産に係る固定資産台帳の整備によりデータの一元化を行い、財務諸表の作成を行います。

### 2) ランニングコストの削減

市有施設に要する維持管理経費については、これまでの大綱や地球温暖化防止実行計画第2期計画に基づき、時間外勤務時間数の削減などの取り組みによりCO<sub>2</sub>排出量の削減、光熱水費等の管理コストの縮減に努め、その効果を見ています。平成26年には、象潟庁舎の照明をLED化したことにより、コスト縮減に加え耐久性性能も増しています。こうした市有施設の管理コストは、公共施設等総合管理計画策定における情報収集の段階で詳細かつ最新のデータがまとまることから、このデータを活用し、各施設の管理コストの削減に努めます。

また、オフィス機器の導入・更新にあっては、省電力化とランニングコストの削減に繋がる機器選定を行います。

(財政効果額：百万円)

項 目	実施年度				
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
施設維持管理費・内部管理費の 検証による削減	実施	→	→	→	→
	1	1	1	1	1

**【具体的な内容】**

- 公共施設総合管理計画策定の基礎データをもとに各公共施設にかかる管理コストを再度見直し、徹底した維持管理コストの削減につなげます。
- 公共施設等の照明器具のLED化を進めるとともに、事務用機器のこまめな節電等に取り組み消費電力を縮減し、CO<sub>2</sub>排出量とコスト削減を進めます。

**⑦民間委託等の推進****1) 事務事業の民間委託**

本市すべての事務事業において、民間の力を活かせる業務の可能性を探り、市民サービスの向上とコストの削減が期待できるものは業務委託へのシフトを推進します。

**2) 指定管理者制度の活用**

第2次大綱において推進した指定管理者制度の導入について検討を行ったものの、制度導入に至ってはいません。今後も民間が持つ経営または運営ノウハウを活かすことができ、コスト的にも有利な施設にあっては、指定管理者制度の導入を検討してまいります。

**3) 施設の民間譲渡**

[農業関連施設・福祉施設]

市が所有する施設のうち、限られた地区の住民が主に使用しているものについては、その管理運営をその地域で行っていただけるよう、自治会と協議を進めていきます。また、その建設目的が果たされた施設にあっては、引き続き積極的に民間への譲渡を進めてまいります。

**■無償譲渡福祉施設等の実績**

施設の名称	譲渡年度	施設の名称	譲渡年度
金浦老人憩の家「さくら荘」	H24	大砂川生活改善センター	H25
黒川老人憩の家「ひまわり荘」	H25	中ノ沢生活改善センター	H24
赤石老人憩の家「赤石館」	H24	関生活改善センター	H25
飛老人憩の家「なぎさ荘」	H24	川袋構造改善センター	H26
北金浦老人憩の家「かもめ荘」	H25	金浦介護実習室	H24
小滝老人憩の家「奈曾会館」	H23	象潟介護実習室	H24
洗釜老人憩の家「ぐみの木会館」	H24	飛ヶ崎児童公園	H25
黒川児童館（老人憩の家付帯）	H25		

健全な財政運営の推進と効果的な施設、資産の管理活用

項 目	実施年度				
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
農業関連施設	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
農業集落多目的集会施設 (釜ヶ台)	協議	実施			
農村婦人の家 (冬師)	実施				
農業構造改善センター (黒川)	協議	⇒	実施		
農業集落多目的集会施設 「ふくじゅ館」(大竹)	協議	⇒	⇒	⇒	実施
野菜指定産地研修センター 「いちょう館」(前川)	協議	⇒	⇒	⇒	⇒
福祉関連施設				廃止	
大竹老人憩の家 「むらたけ荘」				廃止	
前川老人憩の家 「やすらぎ館」				廃止	

【具体的な内容】

- 農業関連施設については補助金の適正化法の適用を受ける期間が経過した施設の譲渡を進めますが、それにより譲渡できない施設は維持管理コストの削減に努めます。
- 福祉関連施設「老人憩の家」の2施設については、これまでの協議により無償譲渡を受けない意向を示されているため、廃止するものとします。

## ⑧公営企業の健全経営

### 1) ガス事業の民営化

ガス販売量の減少等による収支の悪化（単年度収支の赤字）に加え、規制緩和に伴うエネルギー間競争が激化する中、公営企業ではこれらの環境の変化に対して迅速に対応するには限界があり、民間事業者に委ねるべきと判断しています。

第2次大綱において掲げたガス事業の民営化は実現できなかったことから、引き続き受け皿となる譲受事業者を探り、民営化を目指します。

項 目	実施年度				
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
ガス事業の民営化	検討	⇒	⇒	民営化	

#### 【具体的な内容】

○ガス事業の譲渡は都市ガス経営の能力を有する事業者に限定されますが、受け皿となる事業者を探り、平成30年度の民営化を目指します。

### 2) ガス水道局の定員管理

ガス水道事業では、包括的業務委託等の推進により職員数の縮減を図ってきたものの、ガス事業の民営化が未実施となっており、早期の民営化により更なる職員数の縮減を目指します。

また、平成30年度には、公共下水道事業や簡易水道などが公営企業化する予定であり、経理・技術部門へ新たに職員配置を要しますので、各事業において効率的・効果的な経営運営のための体制づくりと適正な定員管理を行います。

項 目	当初	第2次	実施年度				
	17年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
ガス事業職員数	22	7	7	7	7	(民営化予定)	
水道事業職員数	11	11	11	11	11	11	11
下水道事業職員数	市長部局 7	市長部局 5	市長部局 5	市長部局 5	市長部局 5	4	4

#### 【具体的な内容】

○ガス事業の民営化により職員数7名を縮減します。

○簡易水道の上水道統合や公共下水道事業等の公営企業化により、職員数4名を増員します。

### 3) 未収金の徴収対策強化

ガス水道料金の未収金の状況は、料金未納者の固定化など増加傾向にあります。市の収納対策推進本部等において情報交換を行い、関係各課等と連携して未収金の収納に取組みます。

また、コンビニ納付を継続して実施するなど、ガス水道料金の納付しやすい環境を整えます。

(財政効果額：百万円)

項 目	実施年度				
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
未収金の徴収対策強化 コンビニ納付による収納向上	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	4	5	4	5	4

**【具体的な内容】**

- 市収納対策推進本部等での情報交換や関係各課との連携を図るとともに徴収チームを編成するなど収納率の向上に取り組みます。
- 未納者への個別訪問や供給停止の予告・停止を行うなど未収金の収納を強化します。
- コンビニ納付の周知PRを図り、収納の向上につなげます。

**⑨公営企業経営への移行**

平成18年の厚生労働省通達及び平成26年8月の総務省通達によると、資産の規模が大きく、住民生活に密着したサービスを提供する下水道事業と簡易水道事業は、公営企業会計を導入し、正確な損益・資産等の経営状況の的確な把握と経営の健全性・基盤強化が求められており、公営企業経営への移行によって、今まで以上に経済性を発揮できる事業運営となることを要請されております。これを受け本市では、これまで特別会計としていた3事業を複式簿記となる公営企業会計へ移行し、独立採算制を基本原則とする公営企業化を図り、事業経営の安定を目指します。

このような公営企業化は、同種の事業が1つの組織として事業運営されることにより、人事管理や経理部門、福利厚生などの総務分野についての一体的な業務執行による人員の削減や独立採算性の観点から一般会計からの繰入れ金の抑制などが期待されます。

**1) 公共下水道事業、農業集落排水事業の公営企業化**

公共下水道事業における面整備や処理場整備、農業集落排水事業での処理場の機能強化整備などのハード事業の整備は平成37年度まで計画されており、繰入金金の抑制などの効果が直ちに現れるものではありませんが、総務部門事務に要する人員の削減を行うとともに、正確な資産管理と損益を把握し独立採算による事業運営を行う公営企業化への基盤を整備いたします。

**2) 簡易水道事業の公営企業化**

厚生労働省通達では、簡易水道事業の運営基盤が脆弱であり上水道事業への移管を要請されているもので、本市では小砂川、関・中ノ沢、上小国の簡易水道施設を整備し、上水道への移管で公営企業化を図ります。

項 目	実施年度				
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
公共下水道事業・農業集落排水事業の公営企業化	調査・準備	⇒	⇒	移行	⇒
簡易水道事業の公営企業化	調査・準備	⇒	移行	⇒	⇒

**【具体的な内容】**

- 法適化基本方針を策定し国へ提出するほか、下水道事業に関わる全ての施設の固定資産台帳を整備し、公営企業化への移行スケジュールを整備します。
- 既設公営企業（ガス水道局）との組織・体制の統合を検討するとともに、例規等の事務手続き、会計や資産管理に係るシステムを構築します。

**⑩出資法人経営の指導強化****1) 経営状況の監視、分析**

本市が2分の1以上出資している法人の経営状況については、法令に基づく財務諸表によるほか定期的に報告を受け、常に経営状況を把握監視し、その状態を分析のうえ必要に応じて指導を行っていきます。

**2) 財務諸表の公表**

本市が2分の1以上出資している法人の財務諸表を、市広報やホームページで公表をいたします。

項 目	実施年度				
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
出資法人の経営状況の把握	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
財務諸表の公表	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

**【具体的な内容】**

- 法令に基づく財務諸表の公表にとどまらず、より短期での経営状況の報告を受けその状態を把握・分析するなど監視・指導体制を強化します。

### 3. 地域協働の推進

#### ①コミュニティ組織等との協働によるまちづくりの推進

協働のまちづくりを推進するため、市民が自主的に企画・参画し地域づくり等を行う活動に対し支援する、次の3つの地域協働事業を継続して実施します。

事業名	対象者	対象事業等	補助率(上限額)
夢いきいき 21 マイタウン事業	自治会・町内会、ボランティア団体、市民有志組織、個人	①コミュニティ事業 ②伝統文化、伝統芸能の保存 ③イベントの開催 ④研修・調査研究事業	事業費の1/2 (50万円)
地域振興交付金事業	市内8地区(旧小学校区)の地域振興協議会	地域コミュニティ増進、地域振興に寄与する事業	基準額50万円+200円/人
元気づくり応援交付金事業	市民有志小集団	市の元気づくり 地域おこし、ボランティア活動、青少年育成など	10/10(20万円)

項目	実施年度				
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
夢いきいき 21 マイタウン事業	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
地域振興交付金事業	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
元気づくり応援交付金事業	実施	⇒	—	—	—

#### ②市民参加による市民が主役の市政運営の推進

市政、各種計画策定等に市民が参画できる機会を充実し、市民の意見を反映するための各種制度を積極的に活用いたします。市民生活に重大な影響のある事業や市の計画策定等に関しては、説明会や意見公募手続（パブリックコメント）を実施し、市民の意見や提案を求めてまいります。

項目	実施年度				
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
各種委員の公募登用	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
男女共同参画の促進	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
パブリックコメントの活用	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

#### 【具体的な内容】

○にかほ市自治基本条例に基づき、各種計画等の策定、重要な制度の導入等にあたっては、その実施前過程における委員等を公募し、市民の積極的な参画を促進します。



○各種委員等における委員の構成については、若年者の登用と女性の登用率 50%を引き続き推進します。

### ③透明性のある開かれた市政の推進

#### 1) 広報の充実

全戸配布する広報紙で、市政情報や市の話題を写真等を活用しながら分かり易く伝わる情報発信を行います。

市ホームページの内容充実を図るほか、見やすく検索しやすいサイト整理を行います。

また、26年に開始した市公式 Twitter（ツイッター）<sup>※1</sup>、facebook（フェイスブック）<sup>※2</sup>の有効活用により、タイムリーな情報の提供を行います。

※市ホームページアクセス数等の実績

	22年度	23年度	24年度	25年度
市ホームページのアクセス数	1,800件/日	2,200件/日	2,313件/日	2,542件/日
Twitter、facebookのフォロワー数	—	—	—	270user

※1 Twitter（ツイッター）

1記事が140文字以内のブログ。投稿（ツイート）はそのアカウントをフォローしているユーザーのタイムラインに表示される。関心の高いツイートはフォロワー等のアカウントからツイートしなおされ（リツイート）拡散されていく。ツイートのことを「つぶやき」とも呼ぶ。

※2 facebook（フェイスブック）

facebookとは、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の一種で、人と人との交流を目的としたインターネット上のサービスであり、実名によるユーザー登録が特長。SNSの中では世界最大といわれ、10億人のユーザーがいるとされている。

#### 2) 情報の公開

市が保有する情報を積極的に公開し、市民との情報の共有化を図ります。

※情報公開請求に対する開示状況（実績）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
申請件数	15件	2件	13件	11件	13件	20件
（開示率）	（66.7%）	（100%）	（92.3%）	（100%）	（76.9%）	（90.0%）